

学位の種類及び分野の変更等に関する基準の一部を改正する告示 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(学位の種類及び分野の変更に関する基準)</p> <p>第一条 「略」</p> <p>2   前項の規定は、同項に規定する設置等のうち次の各号に掲げる大学の学部若しくは学部の学科又は短期大学の学科の設置については、適用しない。</p> <p>一 大学又は短期大学が専門職学科(大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第四十二条の四第一項又は短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)第三十五条の四に規定する専門職学科をいう。以下この号及び次号において同じ。)を設けていない学位の分野について当該大学が行う専門職学部(大学設置基準第四十二条の四第二項に規定する専門職学部をいう。次号において同じ。)若しくは専門職学科の設置又は当該短期大学が行う専門職学科の設置</p> <p>二 大学又は短期大学が専門職学科以外の学科を設けていない学位の分野について当該大学が行う専門職学部以外の学部若しくは専門職学科以外の学科の設置又は当該短期大学が行う専門職学科以外の学科の設置</p> <p>3   「略」</p> <p>1 附則 「略」</p> <p>2 第一条第一項の規定は、当分の間、大学設置基準第五十条に規定する国際連携学科、大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二十八号)第三十五条に規定する国際連携専攻、短期大学設置基準第四十三条に規定する国際連携学科、専門職大学院設置基準(平成十五年文部科学省令第十六号)第三十五条に規定する国際連携専攻、専門職大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第三十三号)第六十六条に規定する国際連携学科及び専門職短期大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第三十四号)第六十三条に規定する国際連携学科の設置等については、適用しない。</p>	<p>(学位の種類及び分野の変更に関する基準)</p> <p>第一条 「略」</p> <p>「項を加える」</p> <p>2   「略」</p> <p>1 附則 「略」</p> <p>2 第一条第一項の規定は、当分の間、大学設置基準第五十条に規定する国際連携学科、大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二十八号)第三十五条に規定する国際連携専攻、短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)第四十三条に規定する国際連携学科及び専門職大学院設置基準(平成十五年文部科学省令第十六号)第三十五条に規定する国際連携専攻の設置等については、適用しない。</p>

別表第一

学位の種類	学位の分野
〔略〕	〔略〕
備考 学際領域等右記の区分により難い学位の分野の判定に当たっては、既設の学部等の廃止を伴い、かつ設置等又は開設に係る学部等の教員数（大学設置基準その他の法令の規定に基づき必要とされる教員数をいう。以下同じ。）の半数以上が当該既設の学部等に所属していた教員で占められること等により、設置等又は開設の前後において、当該大学が授与する学位の分野の変更を伴わないと認められる場合に限り、第一条第一項第二号又は第三項第二号の規定に該当するものとして取り扱う	

別表第一

学位の種類	学位の分野
〔略〕	〔略〕
備考 学際領域等右記の区分により難い学位の分野の判定に当たっては、既設の学部等の廃止を伴い、かつ設置等又は開設に係る学部等の教員数（大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）その他の法令の規定に基づき必要とされる教員数をいう。以下同じ。）の半数以上が当該既設の学部等に所属していた教員で占められること等により、設置等又は開設の前後において、当該大学が授与する学位の分野の変更を伴わないと認められる場合に限り、第一条第一項第二号又は第二項第二号の規定に該当するものとして取り扱う。	

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

## 附 則

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。